

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月31日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第16号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表庁印の表中図書館印の項を削る。

別表職印の表中図書館長印の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年11月3日から施行する。